集

Ш 越 地 区 消 防 組 合 告

平. 成三 + 年 Ш 越 地 区 消 防 組 合 議会第二 口 臨 時 会を次

0)

とおり

招

集す

る。

示

第

六

号

平 成 Ξ +年 六 月 +六 日

時 平 成 Ξ +年 七 月 Ξ 日 午 後 時

所 Ш 越 地  $\overline{\mathbb{X}}$ 消 防 局  $\equiv$ 階 講 堂

Ξ

付

議

事

件

水

槽

付

消

防

ポ

ン

プ

自

動

車

 $\mathcal{O}$ 

取

得

に

つ

١,

て

場

日

消 防 ポ ン プ 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得 に 0 1

て

高 規 格 救 急 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得 に 0 11 て

高 度 救 命 処 置 用 資 機 材 0) 取 得 に つ V て

 $\left( \underline{\square }\right)$ 

 $(\equiv)$ 

(<del>--)</del>

地 区 消 防 組 合 管 理

者

Ш

越

Ш

合

善

明

△ 会 期

平 成三十年

七月三日

日

間

平成三十年川越地区消防組合議会第二回臨時会会議録

#### △議事順序

午後一時開会

一、日程第二、第三、第四については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、 一、日程第一については、補欠選挙による当選者の議席の指定及び一部変更を行う。 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。

三、日程第五、 会議録署名議員指名については、

小ノ澤 哲 也 議員

片 野 広 隆 議員 を指名する。

匹 日程第六以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、 質疑、

討論、 採決の順により審議を行う。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第二回臨時会を閉会する。

#### △議事日程

平成三十年七月三日 (第一日) 午後一時開議

議席の指定及び一部変更について

会期決定について

議案提出書の公表について

地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の

報告について

会議録署名議員指名について

日程第

五.

日程第 日程第 日程第 日程第

兀

三

日程第 六 議案第 六号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について

日程第 七 議案第 七号 消防ポンプ自動車の取得について

日程第 議案第 八号 高規格救急自動車の取得について

日程第 九 議案第 九号 高度救命処置用資機材の取得について

### (二二人)

第 一番 菊地 敏昭 議員 第 二番

第 三番 松治 議員 第 四番 小林 飯 野 徹也 薫

議員 議員

五番 吉野 郁惠 議員 第 六番 桐野 忠 議員

七番 明ヶ戸亮太 議員 第 八番 中原 秀文 議員

九番 柿田 有一 議員 第 ○番 髙橋 剛

議員

議員

第 第 第

第一二番 小ノ澤哲也 議員 第一三番

片野 広隆

△欠席議員(一人)

第一一番 関口 勇 議員

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者 Ш 合 善

明

副管理者 飯 島 和

夫

栗 原 薫

会計管理者 誠

大 原

消防局長 岸 田 隆

長 比留間 富 雄

次

島 村 昭

IJ IJ 弘 仁

岸 康

川越北消防署長 志 村 和 次 宏

川越中央消防署長 川越西消防署長 安 田 勇

川島消防署長 谷 橋 島 本 忠 丈 夫

利 雄

総務課長

救急課長

秋

Ш

平成三十年川越地区消防組合議会第二回臨時会会議録

五.

#### △議場に出席した議員

## 指揮統制課長 程島秀二

#### △議場に出席した職員

書記長 小森谷 昌 弘

書記佐藤喜幸

テープ 真てて

武

笠

浩

青柳 慎次郎

]] ]]

### △開 会 (午後一時五十五分)

○小林 薫議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成三十年川越地区消防

組合議会第二回臨時会の議会は成立しております。

これより開会いたします。

## △日程第 一 議席の指定及び一部変更について

## 〇小林 薫議長 直ちに会議を開きます。

御報告申し上げます。四月五日に川越市議会選出の小野澤康弘議員から議員の辞

この議員の欠員に伴いまして、四月六日、川越市議会において消防組合議員の補職願が提出され、同日付で閉会中のため議長において辞職を許可しました。

しては、閉会中のため議長において四月九日に消防庁舎及び訓練施設等に関する特欠選挙が行われ、中原秀文議員が当選されました。さらに、中原秀文議員につきまって「『『月7日』 「東京書名にすいて活覧系名書』の著

以上で報告を終わります。

別委員に指名いたしました。

す。

日程に入ります。日程第一、議席の指定及び一部変更についてを議題といたしま

項の規定により、今回新たに当選されました中原秀文議員の議席を指定いたします。会議規則第一条によりその例によることとされた川越市議会会議規則第四条第二

中原秀文議員の議席を第十一番と定めます。

の規定により、議席の一部を変更したいと思います。会議規則第一条によりその例によることとされた川越市議会会議規則第四条第三項さらにお諮りいたします。今回新たに当選されました議員の議席の指定に関連し、

その議席番号及び氏名を書記をして朗読いたさせます。

(武笠 浩書記 朗読)

第八番、中原秀文議員、第九番、柿田有一議員、第十番、髙橋剛議員、第十一番

関口勇議員。

○小林 薫議長 ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに御異議ありま

せんか。

「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり議席の一

暫時休憩いたします。

午後一時五十七分 休憩

#### 午後一時五十八分 再開

△日程第 二 会期決定について

○小林 薫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第二回臨時会の会期を本日一日間とす

ることに御異議ありませんか。

「異議なし」と言う者がいる)

本日一日間とすることに決定いたしました。 ○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第二回臨時会の会期を

△日程第 三 議案提出書の公表について

○小林 薫議長
日程第三、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。

(武笠 浩書記 朗読)

川消総発第三八九号

平成三十年七月三日

川越地区消防組合議会議長 小 林 薫

様

川越地区消防組合管理者 Ш 合 善

明

議案の提出について(通知

平成三十年本組合議会第二回臨時会に、次の議案を提出いたします。

記

水槽付消防ポンプ自動車の取得について

消防ポンプ自動車の取得について

Ξ 高規格救急自動車の取得について

兀 高度救命処置用資機材の取得について

〇小林 薫議長 以上で公表を終わります。

△日程第 兀 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

薫議長 日程第四、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報

告についてを議題といたします。

〇小林

管理者より通知のありました出席者につきましては、配布しておきましたので御

了承願います。

川消議会発第二二号

平成三十年六月二十六日

平成三十年川越地区消防組合議会第二回臨時会会議録

川越地区消防組合管理者 Ш 合 善 明 様

川越地区消防組合議会議長 小 林

薫

席 要 求 書

出

消防組合議会第二回臨時会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委 地方自治法第百二十一条第一項の規定により、七月三日午後一時開会の川越地区

川消総収第三六四号

任を受けた者の出席を要求します。

平成三十年七月三日

川越地区消防組合議会議長 小 林

書

川越地区消防組合管理者

Ш

合

善

明

薫

様

出

席 通 知

要求により、平成三十年本組合議会第二回臨時会に、 別紙の者が出席します。

管理者

合

善

副管理者 飯 島

和

栗 原

大

会計管理者 原

岸 田

隆 誠 薫 夫 明

消防局長

長 比留間 富 雄

島 村 昭 仁

IJ 次

岸 康 弘

川越北消防署長 IJ 志 村 和 宏

川越中央消防署長 安 田 勇

川越西消防署長 橋 本 丈

夫

次

川島消防署長 谷 島 忠

総務課長 西 村 政

七

救急課長 秋 山 浩 利

指揮統制課長 程島秀二

△日程第 五 会議録署名議員指名について

○小林 薫議長 日程第五、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

小ノ澤 哲 也 議員

川越市議会会議規則第八十八条の規定により

片 野 広 隆 議員

を指名いたします。

△日程第 六 議案第 六号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について

議題といたします。 ○小林 薫議長 日程第六、議案第六号、水槽付消防ポンプ自動車の取得についてを

議案第六号

水槽付消防ポンプ自動車の取得について

制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議次のとおり水槽付消防ポンプ自動車を取得するため、川越地区消防組合において

会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により

議会の議決を求める。

平成三十年七月三日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善

明

△提案理由の説明(消防局長)

○小林 薫議長 提案理由の説明を願います。

(岸田 隆消防局長登壇)

車の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。○岸田 隆消防局長 ただいま上程となりました議案第六号、水槽付消防ポンプ自動

定員は六人でございます。 現在、川越西消防署名細分署及び川島消防署に配備されております水槽付消防ポ 現在、川越西消防署名細分署及び川島消防署に配備されております水槽付消防ポ

取得方法でございますが、平成三十年五月二十五日、五業者による指名競争入札付ホース延長用資器材及び吸管巻き取り装置を装備した車両でございます。主な装備といたしましては、消防ポンプのほかに、千五百リットルの水槽、動力

一億一千六百四十二万四千円で契約をしようとするものでございます。を執行した結果、落札業者の東京日野自動車株式会社新狭山支店と消費税等を含め

申し上げます。 以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い

おりでございます。

取得概要、概略図及び入札結果につきましては、

議案第六号参考資料に記載のと

〇小林 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

中原秀文議員。

(中原秀文議員登壇)

○中原秀文議員 議長から発言のお許しをいただきましたので、議案第六号、水槽付

消防ポンプ自動車の取得について、質疑をさせていただきます。

いただきたいと思います。自動車を一台配備されるということですので、これに関連して幾つか質疑をさせて自動車を一台配備されるということですので、これに関連して幾つか質疑をさせてただいま局長の説明にありましたように、川島消防署にもこの水槽付消防ポンプ

思いますが、この団地につきましては川島消防署で対応をしているのか。まず第一点目といたしまして、川島町に川島インター産業団地というのがあると

三つ目といたしまして、仮に川島消防署だけで対応できないと判断された場合にンプ車も含め、川島消防署の資機材だけで対応できるのか、お伺いいたします。二つ目といたしまして、工場火災の対応といたしまして、今回、配備をされるポ

は、何が不足していると考えるか、お伺いいたします。

お伺いをいたしまして、一回目とさせていただきます。 最後に四つ目といたしまして、支援態勢についてはどのように考えているのか、

(岸 康弘次長登壇)

○岸 康弘次長 御答弁申し上げます。

ざいますが、川島インター産業団地は川島消防署の管轄でございます。初めに、川島インター産業団地について、川島消防署で対応をしているのかでご

分署から消防ポンプ車や救助工作車が出場いたします。 島消防署のポンプ車二台、救急車一台のほかに、川越北消防署と川越西消防署名細ますが、川越地区消防組合消防部隊出場計画に基づき、建物火災第一出場として川次に、川島インター産業団地で工場火災が発生した場合の対応についてでござい

ります。

・お、川島消防署に署隊本部を設置し、消防組合全体で災害対応することとしてお、川島消防署に署隊本部を設置し、消防組合全体で災害対応することとしてお、第二出場、第三出場により他の消防署から追加出場させるとともに、消防局に警防次に、支援態勢についてでございますが、第一出場の消防部隊で不足する場合は

以上でございます。

(中原秀文議員登壇)

○中原秀文議員 それぞれ御答弁をいただきました。

の点につきましては、理解をさせていただきました。署名細分署から消防ポンプ車や救助工作車が出動するというお話を伺いました。そまた、工場火災が発生した際には、川島消防署のほかに川越北消防署、川越西消防川島インター産業団地につきましては川島消防署が管轄をしているということ。

か、二回目の第一点目としてお伺いいたします。と思うのですけれども、そこの企業の消防体制についてはどのようになっているの関連してお伺いしたいのですが、川島インター産業団地地内の企業が何社かある

(島村昭仁次長登壇)収に対してどのような影響があるのか、お伺いいたしまして、二回目といたします。たことで消防の新たな対応も求められると思いますけれども、含めて、川島町の税また、少し違う観点からお伺いいたしますが、この川島インター産業団地ができまた、少し違う観点からお伺いいたしますが、この川島インター産業団地ができ

申し上げます。 ○島村昭仁次長 川島インター産業団地内の事業所の消防体制につきまして、御答弁

の作成、それに基づく自衛消防組織の編成といったものが上げられます。事業所の消防体制といたしましては、消防法に基づく防火管理の専任や消防計画

す。今後も継続して事業所と消防が連携した訓練等を実施してまいります。すべての事業所に自衛消防組織が結成され、消防と連携した訓練を実施しておりま川島インター産業団地内には、これらの消防体制が必要な事業所は七事業所あり、

以上でございます。

(岸田 隆消防局長登壇)

○岸田 隆消防局長 御答弁申し上げます。

し上げます。 川島インター産業団地ができたことで川島町への税収の影響について、御答弁申

現在、企業数十六社、雇用者数約千二百人、税収は約四億八千万円と伺っており

ます。

以上でございます。

(中原秀文議員登壇)

○中原秀文議員 それぞれ御答弁をいただきました。

ただきたいというふうに思います。もありますので、ぜひともしっかりとした対応をこの消防組合としても心がけていにおきましては、以前、三芳町で大規模火災等が発生して大変な状況になったこと事業所の消防体制についてもお伺いしましたけれども、こういう大きな工業団地

二回目の二つ目の質疑に対しましても、御答弁をいただきました。

ことで、大きく伸びているんだなというふうに理解をさせていただきました。産税が約二億円ということで、それからするとまた一億八千万円ふえているという見させていただいて、この資料では平成二十六年で法人住民税が約一億円、固定資収としては四億八千万円ということです。私もこの圏央道周辺の工業団地の資料を収在、この川島インター産業団地では十六社、千二百名が勤務され、川島町の税

三回目ですけれども、一つお伺いをさせていただきます。

させていただきます。めて、こういう状況を踏まえての要望であるというふうな認識でよいか、お伺いをめて、こういう状況を踏まえての要望であるというふうな認識でよいか、お伺いをということで私どもお話をお伺いしていますが、このような産業団地の税収等も含い島町長から川越市長に対して消防組合負担金に関する要望書が提出されている

(飯島和夫副管理者登壇)

○飯島和夫副管理者 それでは、中原議員の質問について、お答えをさせていただき

今回、この消防庁舎・消防用地の取得に際して、負担割合等の見直しもぜひお願い況の中で、川島町の将来を見越すとなかなか負担が厳しくなっているということで、税収増とこの要望書の関連という御質問かと思いますが、直接的にこの要望書の規連という御質問かと思いますが、直接的にこの要望書の般、町のほうから川越市のほうに要望書を提出させていただきました。その中

をしたい。このような形で提出をしたものでございます。

厳しい制度だというふうに思っております。 蔵しい制度だというふうに思っております。 が、川島町は〇・七二という財政力でございまして、交付税をいただいて町の運営が、川島町は〇・七二という財政力でございまして、交付税をいただいて町の運営の中で川越市は地方交付税をほとんどいただかないような財政力を持っておりますの中で川越市は地方交付税をほとんどいただかないような財政力を持っておりますの中で川越市は地方交付税をほとんどいますが、御案内のとおり地方税財政制度

ろでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。の際、ぜひ何とか川越市さんのお力もいただきたいということでお願いをしたとこになるというふうな状況でございまして、運営がなかなか大変だということで、こ増のようでありますが、川島町は既に減少しておりまして、二十年後は一万五千人地ずれにいたしましても、将来を見越すと、川越市は人口三十五万人で、まだ微

〇小林 薫議長 他に御質疑ありませんか。

片野広隆議員。

(片野広隆議員登壇)

○片野広隆議員 中原議員に引き続き、水槽付消防ポンプ自動車の取得について、お

話でしたが、基本的なことをお伺いしたいのです。
今回、二台取得のうち、一台川島消防署、一台が名細分署に配備されるというお

いった状況になっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。設置してもらえない地域が多々あります。その中で高階分署の所管する人口はどう設置になりのででではいるのがです。ののでは、川越市内、消防署が欲しくても

○小林 薫議長 暫時休憩いたします。

午後二時十九分 休憩

#### 午後二時二十三分 再開

○小林 薫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁願います。

(比留間富雄次長登壇)

○比留間富雄次長 御答弁申し上げます。

高階分署の管轄人口、それから川島消防署の管轄人口でございます。六月一日現を高階分署の管轄人口でございますが、高階分署の管轄人口でございますが、高階分署は高階地区、それから福原地区の一部を管轄しておりまして、六月一日現在、高階地区五万二千八百五十人、福原地区二万五百二十人ということですが、福原地区の全てではなくて、所沢県道を境として東側を高階分署が管轄しておりますが、高階分署は高階地区、それから福原地区として東側を高階分署が管轄しておりますが、高階分署は高階地区、それから福原地区でございますが、初めに、川島消防署の管轄人口でございます。六月一日現としては、おおむね六万人程度と考えております。

(片野広隆議員登壇)

○片野広隆議員 御答弁ありがとうございました。

約六万人の人口をカバーしているという御答弁でありました。 川島署の管轄が二万四百人ちょっと、高階分署については、消防署でない規模で

たいというお話もいただきました。くなっていくというお話がありましたが、そういったところで川越にぜひお願いし、先ほど副管理者のほうから、これから川島町の人口も減っていく、税収等も厳し

1。 川島署にはその資機材、消防車両が整備されているという状況もあろうかと思いまかというお話も現実問題としていただいているんですね。そういった中で、川島町、川越市民からは、何で五万人も六万人もいる高階地区が分署の状況なんでしょう

いただきますと、受益の程度等を勘案してという消防組合もございます。他の消防組合、児玉郡市広域消防本部ですとか、比企広域消防本部などを見させて今回、水槽付消防ポンプ自動車の配備について反対するつもりはありませんが、

思います。 これ以上申し上げるつもりはありませんが、よくお考えになっていただきたいと

○小林 薫議長 他に御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。

質疑を終結い

たします。

の採決を行います。
討論に入ります。討論はありませんか。
一討論はありませんので、これより本件

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議がありませんので、よって、本件は原案どおり可決すること

△日程第 七

議案第 七号

消防ポンプ自動車の取得について

○小林 薫議長 日程第七、議案第七号、消防ポンプ自動車の取得についてを議題と

議案第七号

消防ポンプ自動車の取得について

決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会べき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議次のとおり消防ポンプ自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定す

平成三十年七月三日提出

の議決を求める。

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○小林 薫議長 提案理由の説明を願います。

#### (岸田 隆消防局長登壇)

得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。 ○岸田 隆消防局長 ただいま上程となりました議案第七号、消防ポンプ自動車の取

年三月三十一日に購入し、十五年三カ月が経過しており、著しく老化しております現在、川越西消防署に配備されております水槽付消防ポンプ自動車は、平成十五

車種は、日野四サイクルディーゼルエンジンで、全長五千七百六十ミリメートルことから、今回、更新をお願いしようとするものでございます。

全幅千九百二十ミリメートル、全高二千九百ミリメートル、総排気量四千九㎝、乗車種は、日野四サイクルディーゼルエンジンで、全長五千七百六十ミリメートル、

車定員は五人でございます。

でございます。
空気泡消火装置、動力付ホース延長用資器材及び吸管巻き取り装置を装備した車両空気泡消火装置、動力付ホース延長用資器材及び吸管巻き取り装置を装備した車両主な装備といたしましては、消防ポンプのほかに六百リットルの小型水槽、圧縮

め、四千四十七万八千四百円で契約しようとするものでございます。入札を執行した結果、落札業者の埼玉消防機械株式会社西部営業所と消費税等を含取得方法でございますが、平成三十年五月二十五日、五業者によります指名競争

取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案第七号参考資料に記載のと

おりでございます。

上げます。 以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し

〇小林 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

#### △質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。ー御質疑なしと認

の採決を行います。討論はありませんか。一討論はありませんので、これより本件

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに

△日程第 八 議案第 八号 高規格救急自動車の取得について

○小林 薫議長 日程第八、議案第八号、高規格救急自動車の取得についてを議題と

#### 議案第八号

高規格救急自動車の取得について

の議決を求める。 、でき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により、議会でき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議次のとおり高規格救急自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定す

平成三十年七月三日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

### △提案理由の説明(消防局長)

〇小林 薫議長 提案理由の説明を願います。

(岸田 隆消防局長登壇)

○岸田 隆消防局長 上程となりました議案第八号、高規格救急自動車の取得につき

カ月、川島消防署の車両は平成二十二年一月十二日に購入し、八年五カ月が経過し、動車につきましては、名細分署の車両は平成二十三年一月十九日に購入し、七年五現在、川越西消防署名細分署及び川島消防署に配備されております高規格救急自

新をお願いしようとするものでございます。 六万九千キロメートルとなっており、著しく老化しておりますことから、今回、更 走行距離は名細分署の車両が約十九万九千キロメートル、川島消防署の車両が約十

全幅千八百九十五ミリメートル、全高二千四百九十ミリメートル、総排気量二千六 車種は、トヨタ四サイクルガソリンエンジンで、全長五千六百五十ミリメートル

三千八百七十七万二千円で契約しようとするものでございます。 を執行した結果、落札業者の埼玉トヨタ自動車株式会社川越店と消費税等を含め 取得方法でございますが、平成三十年五月二十五日、四業者による指名競争入札

おりでございます。 取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案第八号参考資料に記載のと

上げます。 以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し

〇小林 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

#### △質疑・討論・採決

めます。質疑を終結いたします。 薫議長 これより質疑に入ります。 御質疑ありませんか。 ー御質疑なしと認

の採決を行います。 討論に入ります。討論はありませんか。 一討論はありませんので、これより本件

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と言う者がいる)

〇小林 決定いたしました。 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに

△日程第九 議案第 九号 高度救命処置用資機材の取得について

平成三十年川越地区消防組合議会第二回臨時会会議録

○小林 薫議長 日程第九、 議案第九号、高度救命処置用資機材の取得についてを議

題といたします。

議案第九号

高度救命処置用資機材の取得について

定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会 の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、 次のとおり高度救命処置用資機材を取得するため、 川越地区消防組合において制

議会の議決を求める。

平成三十年七月三日提出

川越地区消防組合管理者 Ш 合 善

明

△提案理由の説明(消防局長)

〇小林 薫議長 提案理由の説明を願います。

(岸田 隆消防局長登壇)

〇岸田 つきまして提案理由の御説明を申し上げます。 隆消防局長 上程となりました議案第九号、高度救命処置用資機材の取得に

台の更新にあわせまして、高規格救急自動車に積載する資機材の更新をお願いしよ 川越西消防署名細分署及び川島消防署に配備されております高規格救急自動車二

うとするものでございます。

工呼吸器など、高度救命処置に用いる資機材でございます。 主な資機材といたしましては、ビデオ喉頭鏡、自動体外式除細動器、 心電計、

人

千百七十万八千円で契約しようとするものでございます。 を執行した結果、 取得方法でございますが、平成三十年五月二十五日、二業者により一般競争入札 落札業者の埼玉トヨタ自動車株式会社川越店と消費税等を含めて

取得概要及び入札結果につきましては、議案第九号参考資料に記載のとおりでご

# 平成三十年川越地区消防組合議会第二回臨時会会議録

ざいます。	B	日程第	=			議案提出書の公表について
以上で提案理由の説明とさせていただきます。	とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し					議案提出書を公表した。
上げます。	В	日程第	四			地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の
〇小林 薫議長 提案理由の	提案理由の説明は終わりました。					報告について
						出席者の一覧を配布した。
△質疑・討論・採決	В	日程第	五.			会議録署名議員指名について
〇小林 薫議長 これより気	これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。ー御質疑なしと認					議長指名のとおり決定した。
めます。質疑を終結いたします。		日程第	六	議案第	六号	水槽付消防ポンプ自動車の取得について
討論に入ります。討論は	討論はありませんか。一討論はありませんので、これより本件					原案可決
の採決を行います。	B	日程第	七	議案第	七号	消防ポンプ自動車の取得について
本件を原案どおり可決す	本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。					原案可決
(「異議なし」と言う者がいる)		日程第	八	議案第	八号	高規格救急自動車の取得について
〇小林 薫議長 御異議なる	御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに					原案可決
決定いたしました。	B	日程第	九	議案第	九号	高度救命処置用資機材の取得について
						原案可決
△閉会						
○小林 薫議長 以上をもつ	以上をもって川越地区消防組合議会第二回臨時会の議事全部を終わ					
りました。よって、これをもって会議を閉じます。	をもって会議を閉じます。					
閉会いたします。						
午後二時三十六分	閉会					
△会議の結果						
日程第一	議席の指定及び一部変更について					
	議席の一部を変更した。					
日程第 二	会期決定について					

本日一日間と決定した。